

枳文の訂正と追加（三）

兵庫・袴狭遺跡^{はかざ}

（第二三・一四・一六・一七・二〇号）

- 1 所在地 兵庫県出石郡出石町袴狭
- 2 調査期間 一九八八年（昭63）一月～一九九五年一月
- 3 発掘機関 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所
- 4 調査担当者 大平 茂・岡 昌秀・柏原正民・久保弘幸・
鐵 英記・鈴木敬二・中村 弘・西口圭介・
服部 寛・深江英憲・藤田 淳・三原慎吾・
村上泰樹・山上雅弘・渡辺 昇
- 5 遺跡の種類 官衙遺跡・祭祀遺跡・集落跡・水田跡
- 6 遺跡の年代 奈良時代・平安時代～中世
- 7 木簡の枳文・内容
表記の遺跡で出土した木簡などは、兵庫県教育委員会調査分について、本誌第一三号から第二〇号にかけて既に報告されている。
その後、兵庫県教育委員会『袴狭遺跡発掘調査報告書』（二〇〇〇年）

以下、報告書と記す）を編集するにあたり、奈良国立文化財研究所の渡辺晃宏氏に依頼して、出土木簡を一点一点、肉視および赤外線テレビカメラ装置を利用して実見の上、枳文の再検討を行なった。再検討にあたっては、出土直後の赤外線プリント、処理前の遺物写真なども参考にした。その結果、枳文などを従来と変更したものが多い数生じた。本稿では、その中の主要なもの二五点を掲載し、従前本誌で使った木簡番号、および報告書における遺物番号を提示するものである。

一 第二次確認調査

(1) 「鬼」

103×62×65 011 13 (1) T 1

(2) □

〔入カ〕
□福□
入里□□

(67)×38×5 081 13 (2) T 2

(1)は下坂地区において、中世の整地層よりも下層で出土した。広葉樹の小さな角柱材に、「鬼」の一字を記したものである。六角に面取りされ、上下両端は数回のハツリで切り落とされている。

(2)は国分寺一区で出土した。上下を欠損し、墨は不鮮明である。

二 第二次確認調査（旧坪井遺跡）

(3)



径250×高110×4 061 14 旧坪井遺跡(5) T 4

(4)



二月十

(240)×18×6 081 14 旧坪井遺跡(2) T 7

(5)

「☐冊カ」
禁制六条八里☐二葛☐百歩 老☐常貞右田依☐常

(360)×56×3 019 14 旧坪井遺跡(1) T 8

(3)は近世の洪水砂層中から出土した釘結合曲物の側板である。内面には縦平行線のケビキが多数ある。墨書は外面にみられるが、墨は薄く不鮮明である。

(4)(5)は平安時代の浅い流路肩部から出土している。(4)は墨は残っておらず、二行にわたってわずかに墨の跡が隆起するに過ぎない。

上下両端と右辺上部を欠損する。(5)は禁制木簡で下半を欠損する。

三 内田一区

(6) ☐乙豊日已令交易糸☐

(187)×16×11 081 20 内田地区(4) T 12



調査区配置図

だものと考えられる。

次に個別の遺物について述べる。(6)は比較的厚みのある細長い木片であるが、上下と左辺を欠損している。下部約2cmほどは焼け焦げて文字が失われている。墨は鮮明である。

(7)は上部を欠損し、中ほどで二つに割れている。下から7cmぐらいまでも傷みや割れが多い。墨書は両面にあるが、墨は薄く不鮮明である。

(8)は本来の形の右下部分のみが残存する。表裏両面に墨書があるが、一部を除いて墨は残らず、墨の跡が細く隆起する。裏面の文字は表面に比べ不明瞭である。

(9)は里制表記の木簡で上部を欠損する。下端は三角形に尖らせ、上部左辺を削るが、これは木簡を何かに転用したためと考えられる。

墨の残りは比較的良好い。

(10)は下部を欠損する。両面とも表面を削っている。墨書も両面にあるが、不鮮明である。

(11)は上部と左辺を欠く。下端は削って尖らせようとしている。墨書は不鮮明である。

(12)は大型の木簡であるが右辺上部を除いて欠損する。裏面下部の文字がない部分は、約一四cmにわたって表面が剝離している。墨は比較的良く残っている部分と不鮮明な部分がある。

四 谷外地区

(13) 語部  (295) × (38) × 5 061 17 (3) T 24

(14)  〔宝亀カ〕 九年  西七倉稻下 (240) × (40) × 5 081 17 (1) T 25

(15)  〔擬大領外従八位上カ〕  (462) × 47 × 9 061 17 (2) T 26

(16)  本 (墨線) 出石郷秦部牛万呂戸口秦部旅人己口分桑  上二斤四  文作人  人福  足石 395 × 45 × 5 011 20 内田地区 (1)・17 (4) T 27

第三面上層包含層出土(16)と第四面上層包含層出土(13)・(15)があるが、いずれも平安時代前半の水田土壌層である。

(13)は木簡を斎串B類に転用している。文字よりも上部は、表面が削られている。墨は鮮明である。

(14)は本来の形の左上半部のみが残る破片である。上端から2cmほどはわずかに窪んでいる。下方の「稲下」あたりは表面を削る。墨痕は薄く肉眼ではほとんど見えない。

(15)は人形に転用された木簡である。脚部の加工により墨書が大きく割り取られているが、墨は鮮明で、わずかな残存部から「擬大領外従八位上」と釈読した。

(16)は大型の画指木簡ではほぼ完存している。墨書は両面とも中央に一行のみある。表の上半部「桑」の字までは墨が鮮明に残るが、それ以下は極端に不明瞭となる。また「上一斤四」の左下側は表面が傷んでいる。裏面は墨がほとんど残らず、墨痕が隆起するのみであるが、文字は比較的読み取り易い。

五 国分寺二区

(17) ・「秦マ大山 秦マ弟麻呂 秦マ□山」

・「秦（刻書）」

296×25×5 011 14 国分寺二区一(1) T 31

(18) ・□衣依言事右 □唯□□
□大祖父世時□本□

・□在

三月□□ (178)×38×6 081 14 国分寺二区一(2) T 33

(17)は第一水田面土壤層、(18)は第一遺構面のSD〇四で出土した。

いずれも奈良時代～平安時代初頭の時期が想定される。

(17)はほぼ完存する。全ての面に粗い削りがあり、表面の下部や裏面には斜めの刃傷が走る。墨は「秦マ大山」までは比較的鮮明に残るが、それ以下はしだいに不鮮明となる。裏面上部には刃物で「秦」と刻む。

(18)は両端を欠く。表面は文字の部分が比較的しっかりと隆起し、その所々に墨が残る。裏面も同様であるが墨はまったく残らず、下部では隆起も曖昧である。

六 国分寺一区

(19) [大□□□□□] 285×30×4 011 T 35

(20) [石□□□□□] [副カ]
[如件カ] [分カ] □□不可苟所□□
(62+102)×45×5 039 13 一(3) T 37

(21) [＜咄呖疋（符籙）]

・[＜西 (58)×21×3 039 13 一(2) T 38

(19)は旧河道であるSD〇二の下層で出土し、(20)(21)はSD〇二との上位にあるSD〇一との間の砂層で出土した。いずれも奈良時代に属する。

(19)は遺存状態の良い完形品であるが、墨は薄く不鮮明である。表

面の一部が削られている。

(20)は二片あり、接合しないが同一個体と考えられる。下端の両側に切り込みを施す。墨は鮮明に残る。

(21)は上端の両側に切り込みを施す呪符木簡である。墨は濃く鮮明である。

七 大坪一区

(22)  [本カ]

141×15×6 061 T 34

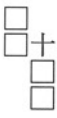
(23) 下田二段戸

他人作乱

(177)×44×6 081 14 (1) T 40

(24) 納米四斗出

八

 [入カ]

(173)×28×6 019 14 (1) T 41

(22)は第二水田面土壤層、(23)は第二水田面を覆う洪水性堆積物である第二包含層からの出土である。第二水田面土壤層と第二包含層は平安時代前半の時期が想定される。

(22)は小型の人形E類で、小径木から作り、顔を墨で簡略に表現する。大型のE類とは違って足先は左右に開かず、股も小さく割り入ただけである。左胸に一文字を記す。

(23)も禁制木簡の断片と考えられる。本来の形態の左辺の一部が残

るのみである。「下田二段戸」の文字は肉眼でも墨が確認できるが、「他人作乱」は肉眼ではまったく見えない。

(24)は、上部を欠損するが、下端も欠損の可能性がある。表裏側面すべてに粗い削りがあり、墨は部分的にのみ残る。

八 深田一区

(25)

咄天道皇(符籙)

 正道王
盗人縊殺

483×96×12 061 20 深田地区(1) T 43

(25)は、羽子板状の呪符木簡である。側溝から出土したため、正確な層位は不明であるが、おおよそ第一遺構面上層シルト層あるいは第一遺構面ベース層と考えられる。墨はまったく残っていないが、墨の跡が比較的しっかりと隆起している。中央に大きく目を見開いた顔を描き、額には三つ星、その上に「咄天道皇」と記す。目を大きく開いた顔の表現は袴狭遺跡群出土の人形には例が無い。顎紐状の文様の下には四行の文字があり、中二行はなんとか文字として認識できるが、両側は痕跡しか留めない。

8 関係文献

兵庫県教育委員会『袴狭遺跡発掘調査報告書』(二〇〇〇年)

(鈴木敬二)

釈文の訂正と追加

木簡番号対照表（報告書※と『木簡研究』の木簡番号の対照表）			
報告書の番号	本稿の番号	出土地区等	過去に掲載された『木簡研究』と当時の番号
T 1	(1)	第二次確認調査	一三号―内田地区(1)
T 2	(2)	第二次確認調査	一三号―内田地区(2)
T 3		第二次確認調査	過去に掲載なし
T 4	(3)	第二次確認調査	一四号―旧坪井遺跡(5)※
T 5		第二次確認調査	一四号―旧坪井遺跡(4)※
T 6		第二次確認調査	一四号―旧坪井遺跡(3)※
T 7	(4)	第二次確認調査	一四号―旧坪井遺跡(2)※
T 8	(5)	第二次確認調査	一四号―旧坪井遺跡(1)※
T 9		嶋遺跡	一二号―嶋遺跡(1)
T 10		内田一区	一七号―第八次調査(7)
T 11		内田一区	一七号―第八次調査(9)
T 12	(6)	内田一区	一〇号訂正と追加（一七号）―(4)
T 13	(7)	内田一区	一〇号訂正と追加（一七号）―(3)
T 15	(8)	内田一区	一〇号訂正と追加（一七号）―(5)
T 16		内田一区	一七号―第八次調査(8)
T 17		内田一区	一七号―第八次調査(6)
T 18		内田一区	一七号―第八次調査(4)
T 19		内田一区	一七号―第八次調査(5)
T 20	(9)	内田一区	一七号―第八次調査(3)
T 21	(10)	内田一区	一七号―第八次調査(2)
T 22	(11)	内田一区	一〇号訂正と追加（一七号）―(2)
T 23	(12)	内田一区	一七号―第八次調査(1)

T 24	(13)	谷外地区	一七号―第九次調査(3)
T 25	(14)	谷外地区	一七号―第九次調査(1)
T 26	(15)	谷外地区	一七号―第九次調査(2)
T 27	(16)	谷外地区	一七号―第九次調査(4) 二〇号訂正と追加（一七号）―(1)
T 28		下坂地区	一六号―第六次調査(1)
T 29		下坂地区	一六号―第六次調査(2)
T 30		国分寺二区	一四号―第二次調査(3)
T 31	(17)	国分寺二区	一四号―第二次調査(1)
T 32		国分寺二区	過去に掲載なし
T 33	(18)	国分寺二区	一四号―第二次調査(2)
T 34	(22)	大坪一区	過去に掲載なし
T 35	(19)	国分寺一区	過去に掲載なし
T 36		国分寺一区	一三号―国分寺地区(1)
T 37	(20)	国分寺一区	一三号―国分寺地区(3)
T 38	(21)	国分寺一区	一三号―国分寺地区(2)
T 39		大坪一区	一四号―第三次調査(2)
T 40	(23)	大坪一区	一四号―確認調査(1)
T 41	(24)	大坪一区	一四号―第三次調査(1)
T 42		深田一区	一六号―第七次調査(1)
T 43	(25)	深田一区	一〇号訂正と追加（一六号）―(1)
T 44		大坪一区	一四号―第三次調査(4)
T 45		大坪一区	過去に掲載なし

※報告書：兵庫県教育委員会『袴狭遺跡発掘調査報告書』（二〇〇〇年）
 ※旧坪井遺跡：確認調査時に用いられた袴狭遺跡の旧称。
 全面調査の「深田一区」とは重複する。